

道、初瀬よりいせ道、有馬湯本道、播州めぐりの各項に分かれて居る。卷末に『嘉永甲寅鍋金府等願精舎藏』とあり、又『幸逢太平代、月花のをりにふれつゝ四方の國みるもかしこき世の恵なり 信順』とあるから、等願寺信順の著である。

ドウチン 道珍 ↓シユガンドウチン 珠巖道珍。

トウテイエンカクスフ 東邸沿革圖譜 二册。富田景周著。越登賀三州志の來因概覽附録卷五の中に、江戸邸の沿革を記してあるが、その原文となるものに、辰口邸十七圖、筋違邸十圖、切通邸十圖、永代島邸十九圖、炮煉島邸十三圖、深川邸十二圖、牛籠邸十圖、本郷邸十四圖、駒籠邸十八圖、平尾邸四圖、深川黒江町稜邸十三圖を添へて變遷を明らかにしたもの。今石川縣圖書館協會本景周先生小著集中に收められる。

ドウテイキ 道程記 ↓エドドウチユウキ 江戸道中記。

ドウテイチヨウ 道程帳 各村に就いて田高・御藏入高・定納・免・代官・收納藏に至る距離・給人知高・給人米を納入する町藏の所在と距離等を記し、御算用場の知行割役所に備附けたものをいふ。毎年正月申諸祖裁許の十村にて之を製し、改作所の奥書を得て知行割役所に提出するものであつた。

トウナイ 藤内 積多は牛馬の皮剥を業とするが、藤内は之を爲さぬ。故に藤内は積多よりも上級に屬するとせられてゐた。金澤の郊外石川郡向増泉に藤内頭仁藏と三右衛門とが居て、加賀・能登二國の藤内を統べてゐた。藤内の業務は、公事場・町會所に於ける囚人

の事を掌り、又は廻藤内と稱して城下又は郡村の非人を巡視監督し、犯罪の嫌疑ある者を捕へ、その報酬として武家・町家の吉事に米錢を請ひ、村々の草高に應じて米麥・大唐などをを受け、手工として燈芯・草履等を製し、請作をなし、海濱では漁撈にも従ひ、死者を茶毗に附したりもした。その公事場・町會所の公務に服する時は特に掃除の者と呼ばれ、武家・町家に米錢を乞ふ時は籠屋といひ、死者を取扱ふ時は隠坊と稱せられた。又城下中島町及び郊外笠舞村に非人頭といふ者七人がゐたが、それも藤内から出るものであつた。藤内のうちに、春は福之神一名大黒舞、夏は鐵輪切・藤切一名綾織、冬は節季候となつて出るものがある。元來非人の取締と他國者の調査は、廻藤内の密かに行ふ所で、公事場奉行の所屬であつたが、元祿四年二月盜賊改方奉行加藤十左衛門が、六人の藤内に命じて、これらの伎藝に従はしめ、廻藤内以外に改方の目明しを勤務せしめた。その後これら六人は探偵上何等の効果なく、目明しは廻藤内のみ之に當ることになつたが、尙福之神等の伎藝を以て米錢を乞ふことは依然存続し、更に初午・春駒・萬歳等の稼業も増加して、藤内一般に行ふことになつたと見える。文政九年藤内頭手下の者男女が町方に出て、夜に入るまで唄ひ囃すから、晝間の外之を禁ずと令したことがある。

トウナイガシラ 藤内頭 加賀藩内でも越中は組織を異にしてゐたやうであるが、加賀・能登二國の藤内は、金澤に居る藤内頭仁藏及び三右衛門の支配する所であつた。三右衛門は加賀の産であり、仁藏の祖先八左衛門は尾張の者であつたが、いつ頃からかうした特權を有するに至つたかは明らかでない。藤内頭に苗字は無いが、後には脇差を帯びることを許されてゐた。その藤内を率ゐて公事場に關する役務を掌ることは、元和二年からで、二人共に同様であつたが、元祿四年以後公事場附は仁藏の本務となり、三右衛門は盜賊改方の事務を助けることに成つた。次いで寛保三年仁藏の屋敷内に盜賊改方に屬する牢屋を作り、犀川川下の牢と言はれ、公事場・町會所の獄と共に三ヶ所と稱せられた。藤内頭は非人頭を通じて非人を支配し、札持乞食と散乞食とに論なく、毎月その數を調査上申する責任があつた。その外物吉も亦藤内頭の願使を受けねばならなかつた。

ドウニユウジ 道入寺 石川郡金石に在つて、天台宗に屬する。山號は本鏡山。寛永十八年西養寺八代快惠法印が觀音堂を建てたに起り、承應四年邑人酒屋八右衛門再興し、その祖父の戒名住樂道人を採つて名づけた。

ドウニヨ 道如 ↓トツアンドウニヨ 納庵道如。

ドウニンジ 道忍寺 珠洲郡蛸島に在つて、眞宗東派に屬する。

ドウノウヘヤマ 堂上山 鳳至郡小又の部落から西南に在る山。高さ九一米。地質第三紀層。

ドウノカハ 堂の川 羽咋郡福浦領高津ほりから流出し、同領の海に注ぐ。流程二軒許。

トウノクマ 當熊 羽咋郡邑知院内志雄庄に屬する部落。明治八年十月に至つて新宮に併合した。

トウノババ 塔ノ馬場 白山宮莊嚴講中記

張の者であつたが、いつ頃からかうした特權を有するに至つたかは明らかでない。藤内頭に苗字は無いが、後には脇差を帯びることを許されてゐた。その藤内を率ゐて公事場に關する役務を掌ることは、元和二年からで、二人共に同様であつたが、元祿四年以後公事場附は仁藏の本務となり、三右衛門は盜賊改方の事務を助けることに成つた。次いで寛保三年仁藏の屋敷内に盜賊改方に屬する牢屋を作り、犀川川下の牢と言はれ、公事場・町會所の獄と共に三ヶ所と稱せられた。藤内頭は非人頭を通じて非人を支配し、札持乞食と散乞食とに論なく、毎月その數を調査上申する責任があつた。その外物吉も亦藤内頭の願使を受けねばならなかつた。

ドウニユウジ 道入寺 石川郡金石に在つて、天台宗に屬する。山號は本鏡山。寛永十八年西養寺八代快惠法印が觀音堂を建てたに起り、承應四年邑人酒屋八右衛門再興し、その祖父の戒名住樂道人を採つて名づけた。

ドウニヨ 道如 ↓トツアンドウニヨ 納庵道如。

ドウニンジ 道忍寺 珠洲郡蛸島に在つて、眞宗東派に屬する。

ドウノウヘヤマ 堂上山 鳳至郡小又の部落から西南に在る山。高さ九一米。地質第三紀層。

ドウノカハ 堂の川 羽咋郡福浦領高津ほりから流出し、同領の海に注ぐ。流程二軒許。

トウノクマ 當熊 羽咋郡邑知院内志雄庄に屬する部落。明治八年十月に至つて新宮に併合した。

トウノババ 塔ノ馬場 白山宮莊嚴講中記

録嘉曆二年の條に、去々年流籠馬の持を馬場の在家の人に結はせたとある。馬場の在家とは白山宮の祭禮に流籠馬を行ふ馬場のあつた地の百姓をいふのであらう。元和五年正月廿八日附三輪志摩の書狀に、白山宮尻村之内塔馬場村とあるも亦同じ地であらう。

トウノハマ 東ノ濱 鹿島郡大吞郷に屬する部落。

トウノハマガハ 東ノ濱川 鹿島郡東ノ濱に於いて富山灣に注ぐ小流である。

トウノヲ 塔尾 オノ 江沼郡四十九院谷に屬する部落。元祿八年八月河崎彌三太夫・野尻與三左衛門が奉行として、その用水工事をうたふことがある。

ドウハク 道白 ↓マンザンドウハク 卍山道白。

ドウヒ 道費 ↓ムインドウヒ 無隱道費。

ドウヒスイコウ 道費瑞具 金澤曹洞宗寶圓寺十二代の住持。生國は近江。寶永三年十月能州芳春院より進山し、正徳三年十一月隱居、寛保二年九月十六日遷化した。

トウフクジリヨウ 東福寺領 京都東福寺の領に江沼郡藤坂庄一方があり、弘安三年九月から文龜二年七月に至る間の文書が存する。又貞和三年七月の同寺領目録に、加賀國中村並庵田保と見えるが、中村は石川郡で、庵田保は河北郡であらう。

トウフサ 豆腐産 豆腐の製造は元より古く、慶長十年九月にも十二年正月にもその販賣を禁止したことが御定書に見えるが、これはその原料たる大豆を消費することが多いから、一般の販賣を禁じたのであらう。しかし利常の頃は犀川大橋右岸に豆腐屋興三助があ